

山口県報

令和7年
7月8日
(火曜日)



雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

山口県条例第三十八号

雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置について必要な事項を定めるものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第二条 法第三十八条第三項の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない雨水貯留浸透施設にあつては、規模）及び構造の概要

目 次

○条例	
雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例	一
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	三
山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	九
過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	一一
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	一二

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- 六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。
(保全調整池の標識の設置)

第三条 法第四十五条第一項の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
- 二 保全調整池の容量及び構造の概要
- 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
- 五 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第四条 法第五十四条第一項の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- 二 貯留機能保全区域の位置
- 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- 四 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

附 則

この条例は、令和七年八月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十九号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「から第五項まで及び」を「、第四項及び第九項並びに」に改める。

第十七条の表第五条第四項及び第七項の項中「及び第七項」を「、第七項、第八項及び第九項」に改める。

第十八条の表第七条第四項及び第七項の項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改める。

第二十三条第一項中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第二十八条第一項第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「以下この条」を「第三項及び第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第一号部分休業」という。)の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十八条第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に、「又は子育て支援部分休暇」を「又は第一号子育て支援部分休業」に改め、「の子育て支援部分休暇」の下に「(同条第二項第一号に係るものに限る。)」を加え、同条第四項中「部分休業」を「第一号部分休業」に、「子育て支援部分休暇」を「第一号子育て支援部分休業」に改め、同条第六項中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に、「第五条に規定する事由」を「職員が第三項変更をしたとき」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5 法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第二号部分休業」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき

当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

6 法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

7 法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

8 法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第三十条第一項中「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「規定は、」の下に「第二項第一号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「又は子育て支援部分休暇」を「又は第一号子育て支援部分休暇」に改め、「の子育て支援部分休暇」の下に「（同条第二項第一号に係るものに限る。）」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「休暇」との下に「、第二十八条第四項中「人事委員会規則で定める特別休暇、介護時間又は第一号子育て支援部分休暇」とあるのは「任命権者が定める規則その他の規程で定める休暇」とを加え、同項を同条第八項とし、同条中第二項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定による企業職員等部分休業の請求をしようとする企業職員等は、第二十八条第六項に定める一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれかの範囲内で当該期間における企業職員等部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき次に掲げる企業職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

イ 非常勤職員以外の企業職員等 七十七時間三十分

ロ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

3 前項の規定による申出をした企業職員等は、第二十八条第八項に定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することが

できる。

4 第二項の規定による申出をした企業職員等は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による企業職員等部分休業の請求をすることができる。

第三十条に次の一項を加える。

9 第二十八条第五項の規定は、第二項第二号に掲げる範囲内で請求する企業職員等部分休業について準用する。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「ため、」の下に「人事委員会規則で定める一年の期間ごとに、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、」を加え、同条第二項中「一日につき二時間を超えない」を「次の各号に掲げる範囲内のうちいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

イ 短時間勤務職員以外の職員 七十七時間三十分

ロ 短時間勤務職員 当該短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

第十七条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十七条の二 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）第三十一条第一項の措置を講ずるに当たっては、

同条の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十一条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第三条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「ため、」の下に「人事委員会規則で定める一年の期間ごとに、人事委員会規則の定めるところにより、学校職員の申出に基づき、」を加え、同条第二項中「一日につき二時間を超えない」を「次の各号に掲げる範囲のうちいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき次に掲げる学校職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

イ 短時間勤務学校職員以外の学校職員 七十七時間三十分

ロ 短時間勤務学校職員 当該短時間勤務学校職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

第十七条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等）

第十七条の二 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）第三十一条第一項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした学校職員（以下「申出学校職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための

措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出学校職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十一条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出学校職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する学校職員（以下「対象学校職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象学校職員の意向を確認するための措置

三 対象学校職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象学校職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第二十条中「及び」を「、第十七条の二及び」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一条中職員の育児休業等に関する条例（以下「育児条例」という。）第十七条の表、第十八条の表及び第二十三条第一項の改正規定並びに附則第三項、第六項、第八項及び第九項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間において第一条の規定による改正後の育児条例（以下「改正後の育児条例」という。）第二十八条第五項に規定する第二号部分休業の承認を得ようとしている職員に対する同条第七項の規定の適用については、同項第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同項第二号中「十」とあるのは「五」とする。

3 育児条例第三十条第一項に規定する企業職員等（以下「企業職員等」という。）は、施行日前においても、改正後の育児条例第三十条第一

項から第四項までの規定の例により、同条第二項各号のいずれかの範囲内で企業職員等部分休業（同条第一項に規定する企業職員等部分休業をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第三項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあつては、その変更後のもの）で施行日以後における企業職員等部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更並びに同条第一項の規定による請求とみなす。

4 施行日から令和八年三月三十一日までの間において企業職員等部分休業（改正後の育休条例第三十条第二項第二号に係るものに限る。）の承認を得ようとしている企業職員等に対する同項の規定の適用については、同項第二号イ中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同号ロ中「十」とあるのは「五」とする。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日から令和八年三月三十一日までの間において第二条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第十七条第一項の子育て支援部分休暇（同条第二項第二号に係るものに限る。）の承認を得ようとしている職員に対する同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同号ロ中「十」とあるのは「五」とする。

6 任命権者は、施行日前においても、改正後の勤務時間条例第十七条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができ。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 施行日から令和八年三月三十一日までの間において第三条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の学校職員勤務時間条例」という。）第十七条第一項の子育て支援部分休暇（同条第二項第二号に係るものに限る。）の承認を得ようとしている学校職員に対する同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同号ロ中「十」とあるのは「五」とする。

8 教育委員会（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第一項第二号に規定する市町立学校職員にあつては、市町教育委員会）は、施行日前においても、改正後の学校職員勤務時間条例第十七条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（人事委員会への委任）

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十号

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第六十七条の五第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第八十九条の八第四項中「を提示」を「又は同法第九十五条の二の規定により特定免許情報が記録された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等世帯員を常時介護する者の同条第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを提示」に改め、同項第五号中「の番号、交付年月日及び有効期限」を「又は免許情報記録(道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。)の番号及び有効期間の末日」に改める。

附則第九条の四から第九条の四の五までを次のように改める。

(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

第九条の四 令和八年四月一日以後に第六十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(法第七十条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第六十四条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)に係る第六十五条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(法第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料の

もので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（第六十四条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

第九条の四の二から第九条の四の五まで 削除

附則第十七条の五第一項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同項の表中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十一条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改める。

（山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和六年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（令和八年改正後の条例第四十条第一項第一号ロ（令和八年改正後の条例附則第六条の三の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中山口県税賦課徴収条例第六十七条の五第一号及び第八十九条の八第四項の改正規定並びに第二条の規定 公布の日
- 二 第一条中山口県税賦課徴収条例附則第九条の四から第九条の五までの改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 令和八年四月一日

(県民税に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二十六条第一項の規定は、令和八年度以後の年度の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(県たばこ税に関する経過措置)

- 3 次項に定めるものを除き、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(改正後の条例附則第九条の四第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 4 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、山口県税賦課徴収条例第六十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第六十五条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び改正後の条例附則第九条の四の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- 一 山口県税賦課徴収条例第六十五条第三項の規定により換算した紙巻たばこ(改正後の条例附則第九条の四第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数
- 二 改正後の条例附則第九条の四の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

山口県条例第四十一号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

山口県知事 村 岡 嗣 政

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和七年四月一日以後に改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第三号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該行為に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「これらの規定に該当する行為に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第四十一号）の施行の日から一月以内に」とする。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県光警察署の項管轄区域の欄中「鶴見台六丁目」の下に「、夢ヶ丘一丁目、夢ヶ丘二丁目、夢ヶ丘三丁目、夢ヶ丘四丁目、夢ヶ丘五丁目」を加え、同表山口県山口南警察署の項管轄区域の欄中「小郡長谷二丁目」の下に「、小郡東津一丁目、小郡東津二丁目、小郡昭和町」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年七月八日印刷
令和七年七月八日発行

発行人所

山口県知事